

## 第5章 計画の推進と進行管理

第1節	組織	131
第2節	推進体制	132
第3節	進行・管理体制	133
第4節	シーズ・プロジェクト	135





# 1 組織

市民、事業者、市の連携による計画の着実な推進と進行の管理を図るため、次の組織において、各主体間の連携や調整、この計画の進行状況の評価や見直し等を行います。

## ■ 環境審議会

土浦市環境基本条例に基づき、環境審議会\*（市民、学識経験者、産業界の代表、市議会議員で構成）において、この計画の見直し及び改定に際して意見を求めます。

## ■ 環境計画進行管理委員会

土浦市環境基本条例に基づき、有識者からなる環境計画進行管理委員会\*を組織し、この計画の進行状況についての専門的な評価や助言を求めます。

## ■ 環境基本計画推進協議会

環境基本計画推進協議会\*において、市民、市民団体、事業者が連携し相互調整を行います。

環境基本計画推進協議会\*は、地域ごとの市民活動組織であるまちづくり市民会議\*の環境部会を母体として、公募市民、市民団体、事業者の代表等のメンバーにより構成しています。

## ■ 環境政策推進会議

環境政策推進会議\*において、環境施策の推進等に関し庁内横断的に取組を進めます。

## 2 推進体制

### 組織体制

環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*との連携により、市民、市民団体、事業者、市が一体となった協働体制を築き、この計画を推進します。

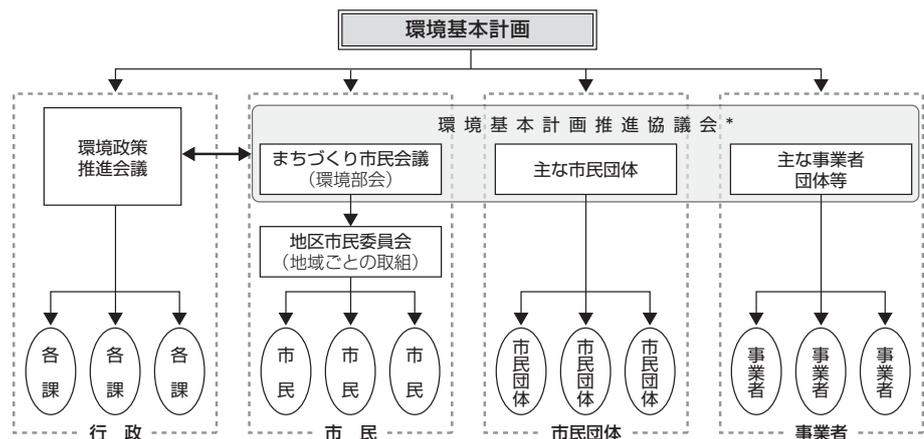
市民は、環境基本計画推進協議会\*の下、まちづくり市民会議\*（環境部会）を中心に、その下部組織である地区市民委員会や町内会等によるコミュニティ活動などを通して環境保全等の取組を展開します。

市民団体や事業者は、市民団体間や事業者間のネットワークをそれぞれ形成し、環境基本計画推進協議会\*に参加する市民団体や事業者団体等の代表を通じて、市民や市と連携した環境保全の取組を展開します。

市は、環境政策推進会議\*と環境基本計画推進協議会\*との連携を通じて、市民、市民団体や事業者との緊密な関係を構築し、協働による環境保全等の取組や適切な支援施策等の展開を図ります。

※この章では、この計画を推進するために環境基本計画推進協議会\*の組織構成上、本来は(いずれも)民間団体\*に位置付けられる市民団体、まちづくり市民会議\*(コミュニティ団体)等を分けてあります。

### 組織図（計画の推進体制）



霞ヶ浦の水質浄化など市単独での対策が困難な事項については、対策の実施状況や環境の改善状況等を踏まえ、必要に応じて、国・県の取組を促したり、協力を求めたりする提言等を行います。

良好な環境を保全や創造する上で、特に重要となる取組については、より着実な施策の推進を図るため、今後の個別計画等において条例等による規制や誘導手法の導入を検討します。

また、環境への負荷責任に応じた費用負担のあり方など、環境保全に資する経済的な手法の導入等についても検討を進めます。

さらに、市民、市民団体や事業者等の環境の保全や創造に関する活動を支援する助成制度の導入について検討します。

本計画を着実に推進するため、施策の実施に当たって必要となる財源については、適切な財政的な措置を講じます。また、緑化基金\*など既存の財政的な基盤を充実させ、その活用方法を検討するとともに、市民、事業者、滞在者などの協力による新たな財源の確保について検討します。

### 国・県への提言等

### 規制・誘導手法の導入

### 財政的な措置

## 3 進行・管理体制

PLAN（計画する）、DO（実行する）、CHECK（チェックする）、ACTION（見直す）を基本とする、計画の着実な遂行を図るため、次の体制により進行管理を行います。

### ■ 進捗状況の把握

#### ● 行政によるモニタリング\*体制の強化

大気、水質等の達成目標については、モニタリング\*調査等により進捗状況を定期的に把握するとともに、各行政施策についても担当部署に対し、環境政策推進会議\*を通じ、進捗状況について把握します。

#### ● 市民参加による環境調査等の実施

自然環境の状況など、市民や市民団体の参加や協力による、きめの細かい環境情報の収集体制を整備します。また、市民や市民団体が自主的に行う調査の結果についても、市民や市民団体と協力し、情報を集積・整理する仕組みを構築します。

#### ● 環境政策推進会議\*と環境基本計画推進協議会\*との連携による各主体の取組状況の把握

シーズ・プロジェクトを中心に、特に重要な取組については、環境政策推進会議\*や環境基本計画推進協議会\*において、市民や事業者、滞在者等の環境保全の取組を把握・整理します。また、アンケートや環境モニター等により調査を行い、普及や達成状況等について把握します。

#### ● 目標の達成状況の評価指標

この計画の環境目標のほか、今後作られる個別計画に掲げられる目標も進行管理上の指標として捉えます。個別計画においては、客観的な指標となる数値目標の設定に努めます。

計画の進捗状況の評価については、環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*と協働で、各主体の取組の問題点や課題等を整理します。

整理されたモニタリング\*調査結果、問題点や課題等は、環境計画進行管理委員会\*に諮り、専門的な見地からの意見や提言を基に環境白書（年次報告書）としてとりまとめ、公表します。

### ■ 進捗状況の評価・公表

### ■ 計画の見直し・改定と課題等への対応

#### ● 年次ごとの環境保全活動・施策の見直し

市は、環境白書（年次報告書）による進捗状況の評価や課題を踏まえた環境施策の見直し方針を立て、環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*との連携により、次年度以降の環境関連施策や各主体の取組への反映を図ります。

#### ● 行政施策への反映

環境白書（年次報告書）を踏まえ、環境基本計画推進協議会\*との連携を図りながら、環境政策推進会議\*による環境施策の見直し、進行体制の再構築等を検討し、課題等への対応を図ります。

● 市民・事業者の取組への反映

環境白書（年次報告書）を踏まえ、環境政策推進会議\*との連携を図りながら、環境基本計画推進協議会\*を通じて、個人や地域レベルでの市民、市民団体や事業者の取組を推進します。

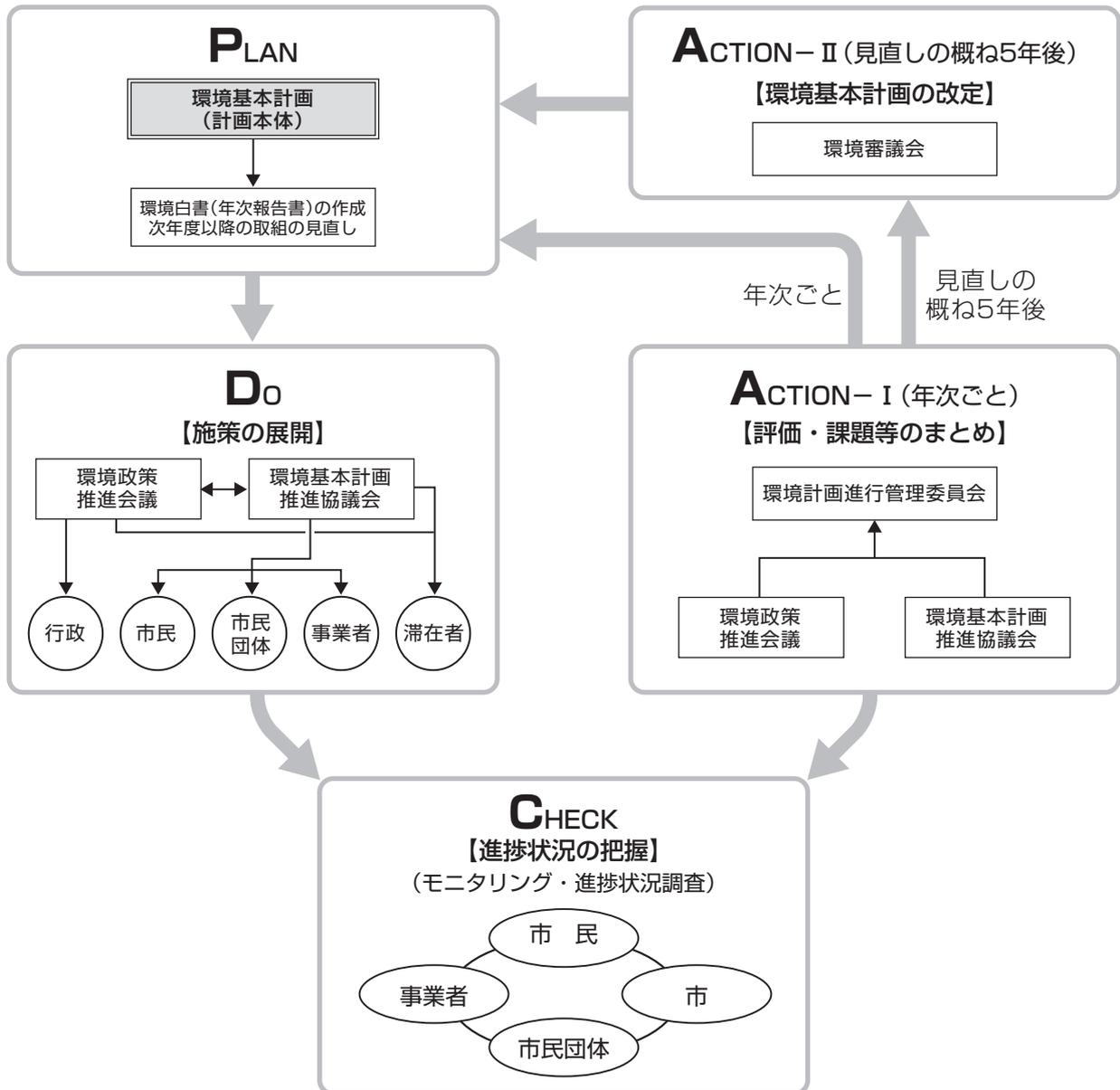
● 環境基本計画の見直し・改定

環境基本計画は、計画策定年度から5年を目途に見直しを図り、また、10年を目途に改定を図ります。

改定案は、市民の意見反映に努めながら、環境基本計画推進協議会\*及び環境政策推進会議\*で検討し、環境審議会\*の意見を聴いて環境基本計画の見直し・改定内容を決定します。ただし、計画の進行管理上の軽微な見直しについては、環境計画進行管理委員会\*の意見を聴いて対応します。

また、速やかな対応が必要な新たな課題等の発生、技術革新等に伴う環境保全施策の転換などに際しては、重要性や緊急性などの必要の度合いに応じて柔軟に対応し、その都度環境審議会\*などの意見を聴いて、計画の見直しを図ります。

■ 進行・管理の体制



## 4 シーズ・プロジェクト

### ■ 方針

本計画に掲げる環境目標を達成していくためには、市民、事業者、行政が連携し、相互に協力する協働体制を築いていかなければなりません。そのためには、各主体が具体的な行動を起こし、成果を積み重ね、主体間の信頼関係を徐々にはぐくんでいく必要があります。

各主体が取組を進めるとともに、その連携をはぐくむことで、重点的に取組を進めていく必要のある分野について、「シーズ・プロジェクト」を定めました。

### ■ シーズ・プロジェクトとは

このプロジェクトの名称のシーズとは「種」を意味しています。種から芽が出て、木となり、やがて枝葉が育つように、このシーズ・プロジェクトの推進に伴い、主体間の連携がはぐくまれ、協働による事業がさらに進展するとともに、自主的な環境保全等の取組が幅広く展開していくことを目指すものです。

### ■ シーズ・プロジェクトのねらい

シーズ・プロジェクトでは、市民生活や事業活動に関わりが深く、あるいは協働による取組が不可欠となる5つを主要施策としてとらえ、考えられる主な取組内容と役割分担を明確にしました。

また、シーズ・プロジェクトでは、プロジェクトの推進を通じ、人材や組織、あるいは制度やデータバンクなど、基礎的な活動基盤を構築することも目指しています。

### ■ シーズ・プロジェクトの取組

環境基本計画策定後に、シーズ・プロジェクトに定める市の取組については、各担当部署の施策として継続的に取組を行ってきました。市民・事業者の取組については、市民、市民団体、事業者が連携し、相互調整を行う組織として「環境基本計画推進協議会\*」を設立し、そこで協議を行ってきました。同協議会では、自然共生・まち部会、循環型社会形成部会、参加・学習部会を立ち上げ、それぞれ取組を進めています。また、これ以外にも市民の取組として、土浦市家庭排水浄化推進協議会\*等と市で連携し、水質保全活動を行うなどの取組を行ってきましたが、取組の内容、広がりとも課題があり、今後も継続的に取組を進めていく必要があります。

本節では、市民、事業者、市の取組の現状を踏まえ、計画の後半の5年間で各主体がシーズ・プロジェクトとして取り組むべき内容を取りまとめました。

プロジェクト1 水質浄化の推進

プロジェクト2 省エネルギー化及び新エネルギー\*利用の推進

プロジェクト3 ごみの発生抑制、排出抑制、再使用及び再生利用の推進

プロジェクト4 ビオトープ\*の整備及び生態系の保護

プロジェクト5 環境教育及び環境学習の充実

## プロジェクト1 水質浄化の推進

霞ヶ浦及びその流域河川の水質の汚濁は、かねてから地域の大きな環境問題として取り上げられ、環境基本計画策定後は更なる取組が進められてきましたが、水質は横ばい状態であり、今後、より一層のきめ細かな水質浄化対策の推進が求められています。

土浦市家庭排水浄化推進協議会\*等と環境政策推進会議\*の連携と主導により、市民、市民団体、事業者及び市の協働による河川等の流域特性に応じた水質浄化の取組を推進するため、次の施策を先導的に展開することとします。

### 先導施策

#### ●市民参加による水系・水質等調査の実施

- ・市内の河川や都市下水路等について、水源や流下先を調査し、水系図として取りまとめます。
- ・水系図に基づき流域を細区分し、水質の状況や汚濁負荷の特性等を継続的に調査します。

#### ●新たな生活排水対策推進計画\*の策定

- ・霞ヶ浦湖沼水質保全計画\*の改定内容を踏まえるとともに、市民による水系・水質等調査等の結果を活用して、市と市民により、市の新たな生活排水対策推進計画\*を作成し、流域特性に応じた達成目標や取組施策を設定するなど、よりきめ細かな水質浄化施策の再構築を図ります。

#### ●市民による水質浄化対策の強化

- ・土浦市家庭排水浄化推進協議会\*やまちづくり市民会議\*（各地区市民委員会）等と市との連携により、霞ヶ浦湖沼水質保全計画\*等や生活排水対策推進計画\*に基づく、河川等の流域特性に応じた市民や地域による家庭排水浄化対策等を普及するとともに、市民と他の主体との協働による水質浄化活動等を展開します。

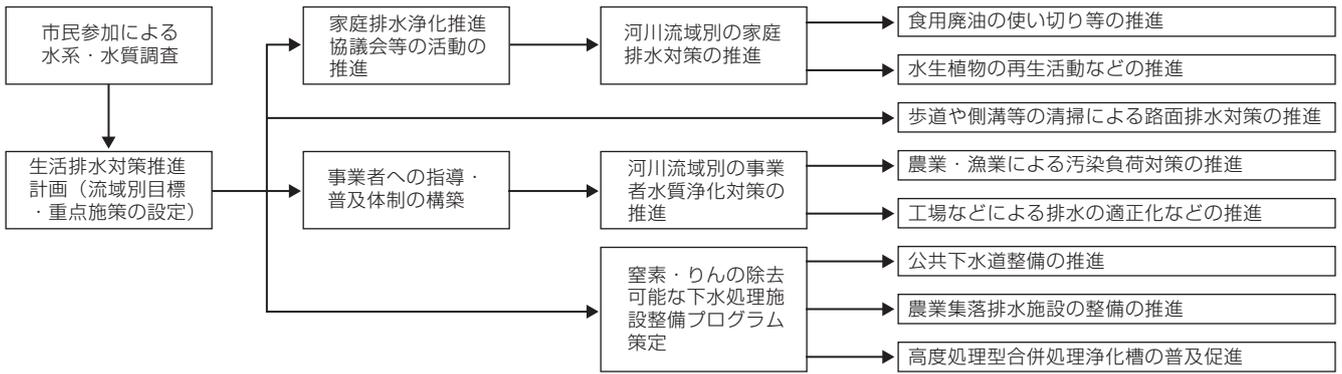
#### ●事業者による水質浄化対策の強化

- ・事業者団体等と市との連携により、霞ヶ浦湖沼水質保全計画\*や生活排水対策推進計画\*等に則した河川等の流域特性に応じた事業者の水質浄化対策を普及し、指導していくための体制を構築するとともに、事業者と他の主体との協働による水質浄化活動等を展開します。

#### ●下水処理施設の整備推進

- ・霞ヶ浦湖沼水質保全計画\*や生活排水対策推進計画\*等に基づき、下水処理施設の整備プログラムを策定し、公共下水道や農業集落排水施設の整備、高度処理型合併処理浄化槽\*の設置などを推進し、効率的な窒素\*及びりん\*の除去を図ります。

## ■ 施策の展開と役割分担



### ■ 市民が取り組むこと

- 水系・水質調査への参加や協力
- 生活排水対策推進計画\*策定への参加や協力
- 家庭排水浄化推進協議会\*等の活動への参加や協力
- 河川流域別の家庭排水対策の推進
- 歩道や側溝等の清掃による路面排水対策の推進
- 高度処理型合併処理浄化槽\*導入の促進

### ■ 事業者が取り組むこと

- 事業者への指導・普及体制の構築（事業者団体）
- 河川流域別の事業者水質浄化対策の推進

### ■ 市が取り組むこと

- 市民参加による水系・水質調査の企画・運営（環境保全課）
- 生活排水対策推進計画\*の策定（環境保全課）
- 家庭排水浄化推進協議会\*等への支援（環境保全課）
- 道路等の清掃による路面排水対策の推進（道路課，下水道課，環境衛生課）
- 事業者への指導・普及体制の構築（環境保全課，下水道課，農林水産課，耕地課）
- 河川の流域特性を踏まえた下水処理施設の整備プログラムの策定（下水道課，耕地課）
- 整備プログラムに沿った下水処理施設（公共下水道・農業集落排水施設・高度処理型合併処理浄化槽\*）の整備推進及び普及促進（下水道課，耕地課，環境衛生課）

## ■ 実施スケジュール

	中間年次	目標年次
市民参加による水系・水質調査（市・市民）	■	■
生活排水対策推進計画の策定（市・市民）	■	■
家庭排水浄化推進協議会等を中心とした活動の推進（市民・市）	● 現行の活動の継続 ● 新しい生活排水対策推進計画による活動の推進	● 活動の推進
河川流域別の家庭排水対策の推進（市民）	● 現行の活動の継続 ● 新しい生活排水対策推進計画による活動の推進	● 活動の推進
歩道，側溝，道路等の清掃による路面排水対策の推進（市民・市）	● 現行の活動の継続 ● 新しい生活排水対策推進計画による活動の推進	● 活動の推進
事業者への指導・普及体制の構築（市・事業者団体）	● 行動計画等に基づく個別の取組	
河川流域別事業者水質浄化対策の推進（事業者）	●	●
下水処理施設整備プログラムの策定（市）	■	■
下水処理施設の整備推進・普及促進（市）	■	■

## プロジェクト2 省エネルギー化及び新エネルギー利用の推進

地球温暖化防止対策として、主たる温室効果ガス\*である二酸化炭素\*の排出を抑制するため、二酸化炭素\*排出割合が最も大きいとされるエネルギー消費の抑制対策の着実な実行が求められています。

環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*の連携と主導により、市民、事業者、市それぞれの主体が、自らの取組の状況を把握しながら、より実効的に省エネルギー化・新エネルギー\*利用を推進していくため、次の施策を先導的に展開することとします。

### 先導施策

#### ●市役所内における省エネルギー化の推進

- ・市役所環境保全率先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\* (ISO\*14001) に基づき、市の事務・事業における省エネルギー化等の地球温暖化対策を着実に推進します。
- ・年次ごとの実践状況や削減結果等を公表し、評価や見直しを継続するとともに、家庭や事業者の省エネルギー活動を啓発します。

#### ●地球温暖化対策地域推進計画\*の検討

- ・市域の温室効果ガス\*排出量の将来目標と市民、事業者、市の各主体が取り組むべき事項を定めた地球温暖化対策地域推進計画\*を策定し、総合的な温室効果ガス\*排出削減対策について検討します。

#### ●市民による省エネルギー活動の推進

- ・まちづくり市民会議\* (各地区市民委員会) 等と市との連携により、省エネルギー活動等の普及体制を構築し、市民や地域による省エネルギー意識や技術の普及活動などを展開します。
- ・環境家計簿\*を引き続き実施し、市民の省エネルギーの取組状況や削減効果を把握します。

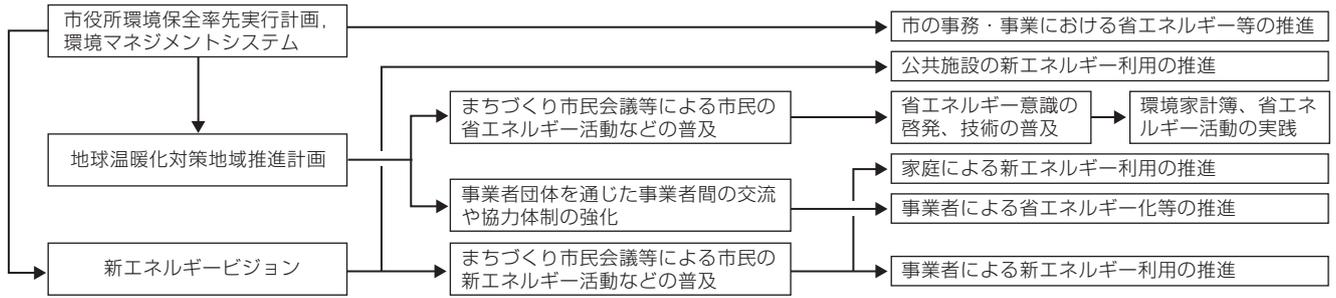
#### ●事業者による省エネルギー活動等の普及

- ・事業者団体等と市との連携により、事業者間の交流や協力体制を強化し、省エネルギー等に関する情報交換、技術の共有化や環境管理システム\*導入の促進、さらには共同事業の展開など、省エネルギー活動等の取組を普及します。

#### ●新エネルギー\*利用の推進

- ・現状のエネルギー供給状況を見直し、より環境負荷が低く、クリーンなエネルギーの利用を拡大するため、市民、事業者、市が取り組む総合的な新エネルギー\*施策を策定します。
- ・計画では、現状を踏まえた各主体の省エネルギー化や新エネルギー\*利用の達成目標を明らかにし、その実現に向けた補助事業等、具体的な施策の展開を図ります。

## ■ 施策の展開と役割分担



### ■ 市民が取り組むこと

- 自主的な省エネルギー活動等の実践
- まちづくり市民会議\*等による省エネルギー活動等の普及
- 環境家計簿\*の実施
- 太陽光発電など家庭による新エネルギー\*利用の推進

### ■ 事業者が取り組むこと

- 事業者団体等による事業者交流の活発化や協力体制の強化
- 省エネルギー情報の交換や技術の共有、環境管理システムの導入と共同事業の展開
- コージェネレーションシステム\*などの省エネルギーの導入や太陽光発電などの新エネルギー\*利用の推進

### ■ 市が取り組むこと

- 市役所環境保全率優先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\* (ISO\*14001) による市の事務・事業の省エネルギー等の推進 (環境保全課)
- まちづくり市民会議\*, 各地区市民委員会や事業者団体等への支援 (環境保全課, 市民活動課)
- 環境家計簿\*の普及 (環境保全課)
- 地球温暖化対策地域推進計画\*の検討 (環境保全課)
- 新エネルギー\*ビジョンの策定 (環境保全課)
- 公共施設による新エネルギー\*利用の推進 (環境保全課, 管財課, 学務課, 住宅営繕課, 水道課, 消防本部総務課)
- 新エネルギー\*利用支援体制の構築 (環境保全課)

## ■ 実施スケジュール

	中間年次	目標年次
市役所環境保全率優先実行計画及び環境マネジメントシステム (ISO14001) に基づく省エネルギー等の推進 (市)	■	■
地球温暖化対策地域推進計画の検討 (市)	■	■
まちづくり市民会議等による市民の省エネルギー活動などの普及体制の構築 (市民・市)	■	■
個人や地域等による省エネルギー活動の展開 (市民)	■	■
環境家計簿の実施 (市・市民)	■	■
事業者団体を通じた事業者間の交流の活発化や協力体制の強化 (事業者・市)	■	■
省エネルギー等に関する情報交換・技術の共有や環境管理システムの導入の促進 (事業者・市)	■	■
事業者間の共同事業の展開 (事業者)	■	■
新エネルギービジョンの策定 (市)	■	■
公共施設の新エネルギー化推進 (市)	■	■
新エネルギー利用支援体制の構築 (市)	■	■
家庭・事業者の新エネルギー利用 (市民・事業者)	■	■

## プロジェクト3 ごみの発生抑制, 排出抑制, 再使用及び再生利用の推進

全国的にごみの最終処分場の残余年数はひっ迫した状況にあり、また、ごみ焼却に伴う温室効果ガス\*の排出やダイオキシン類\*の拡散が懸念されるなど、ごみ排出に伴う環境負荷は依然大きく、私たちは早急なごみ問題への対応を迫られています。市では、平成14年9月に「土浦市ごみ処理基本計画\*」を策定し、総合的な対策を進めています。同計画は、平成18年度中に見直しを行う予定であり、シーズ・プロジェクトでは、引き続き同計画と連動してごみの発生抑制, 排出抑制, 再使用及び再生利用等の取組を進めていきます。

環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*の連携と主導の下に、循環を基本としたごみの出ない社会へと転換を果たしていくための基盤づくりとして、次の施策を先導的に展開することとします。

### 先導施策

#### ●市役所内におけるごみ対策の推進

- ・市役所環境保全率先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\*(ISO\*14001)に基づき、庁舎等からのごみの発生抑制, 排出抑制, 再使用, 再生利用を着実に推進します。
- ・年次ごとの対策の実践状況や削減結果等を公表し、市民や事業者のごみ処理に対する意識啓発を図ります。

#### ●ごみ処理基本計画\*に基づく施策の推進の策定

- ・ごみ処理基本計画\*に定めるごみの総排出量, リサイクル率等の目標値の達成に向け、ごみの発生抑制, 排出抑制, 再使用, 再生利用を一層推進するための市民, 事業者, 市の取組を推進します。

#### ●市民による家庭ごみ減量化・リサイクル活動の展開

- ・まちづくり市民会議\*(各地区市民委員会)やさわやか環境推進員\*等と市との連携により、ごみ減量化等活動体制を強化し、市民や地域によるごみ出しルールの徹底やごみの組成調査, 分別の細分化, 集団回収の拡大などの活動を展開します。
- ・家庭で生じた不要品の譲渡の仲介, フリーマーケットやエコショップ\*の紹介など, リサイクル関連情報を提供するホームページや掲示板等を開設し, また地域によるごみ減量化やリサイクル活動の情報交換の場として活用します。

#### ●複数の事業者による共同回収やリサイクル等の実施

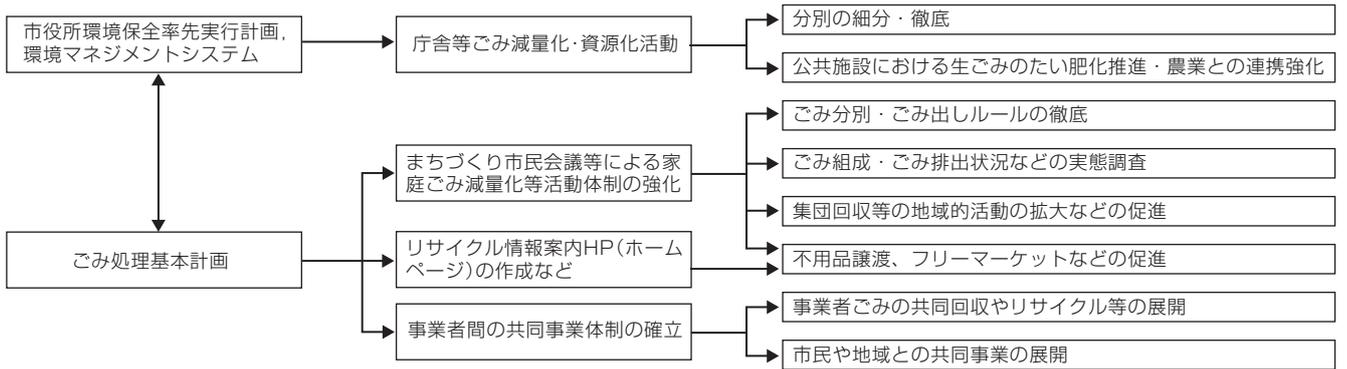
- ・事業者団体等と市との連携により, 事業者間の環境保全に関する情報交換, 資源物の相互利用や共同回収などの共同事業を展開するとともに, 事業者と市民や地域が一体となった協働事業を展開し, ごみの発生抑制, 排出抑制, 再利用, 再生利用を推進します。

#### ●生ごみたい肥化事業の実施

- ・庁舎内, 公共施設に生ごみ処理機を導入し, 生ごみのたい肥化を実施します。

#### ●剪定枝のチップ化事業の検討

## ■ 施策の展開と役割分担



### ■ 市民が取り組むこと

- まちづくり市民会議\*等による家庭ごみ減量化等活動体制の強化
- 地域によるごみ減量化・リサイクル活動  
(ごみ出しの適正化・集団回収, リサイクル活動, ホームページ等の開設等)

### ■ 事業者が取り組むこと

- 事業者共同事業体制の確立
- 事業ごみの共同回収やリサイクルの推進
- 市民や地域との協働事業の展開

### ■ 市が取り組むこと

- 市役所環境保全率先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\* (ISO\*14001) による庁内発生ごみの着実な削減 (環境保全課, 環境衛生課, 管財課)
- ごみ処理基本計画\*に基づく施策の推進 (環境衛生課)
- インターネットのホームページ利用によるリサイクル情報の案内や掲示 (環境衛生課)
- まちづくり市民会議\*や事業者共同事業への支援 (環境衛生課)
- 剪定枝のチップ化事業の検討 (環境衛生課)

## ■ 実施スケジュール

	中間年次				目標年次
市役所環境保全率先実行計画及び環境マネジメントシステム (ISO14001) に基づく庁舎内発生ごみの削減 (市)					
ごみ処理基本計画に基づく施策の推進及び計画の見直し (市)					見直し
リサイクル情報案内HPの作成 (市民)	作成			運用	
まちづくり市民会議等による家庭ごみ減量化等活動体制の強化 (市民・市)					
地域によるごみ減量化・リサイクル活動の展開 (市民)					
事業者ごみの共同回収・リサイクルの共同事業体制の確立と推進 (事業者)		確立		推進	
市民や地域とのリサイクル等の共同事業の展開					

## プロジェクト4 バイオトープの整備及び生態系の保護

霞ヶ浦や河川、ため池などの水辺や平地林、斜面林など里山\*の緑は、様々な生き物の生息を支える地域の貴重な自然環境となっていますが、水質の悪化や農業の衰退などにより、徐々に豊かな自然が減少し、里山\*などの荒廃化が進んでいます。市では、平成14～15年の2ヶ年にかけて、里地・里山\*の自然環境の実態を把握するために、市民参加による自然環境調査を行いました。今後は、この調査結果を活かして、里地・里山\*の整備・管理や市域の緑のネットワーク化などの取組を市民と協働で進め、自然環境の保全を図るとともに環境教育や環境学習等の場として活用していくことが必要と考えられます。

環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*の連携と主導の下に、地域の自然を市民自らが維持、管理し、地域の共有財産として引き継いでいくための仕組みをつくるため、次の施策を先導的に展開することとします。

### 先導施策

#### ●市民参加による自然環境実態調査の実施

- ・新治地区について市民参加による自然環境実態調査を実施し、地域の良好な里山\*、谷津田\*、湧水池、ため池、その他の水辺などの自然環境資源を抽出し、自然環境情報図としてまとめます。

#### ●市民によるバイオトープ\*等の整備・保全事業の実施

- ・市民参加による自然環境実態調査等の結果より候補地を抽出し、水辺や里山\*などについてバイオトープ\*等の形態で整備又は保全を行います。
  - ・バイオトープ\*は、まちづくり市民会議\*、地区市民委員会、市民団体その他の民間団体\*や学校等と市との連携と協力の下、市民や地域などにより整備し、維持管理します。
- 各中学校地域ごとに1箇所の整備を目指します。

#### ●市民によるバイオトープ\*等を活用した環境教育や環境学習の展開

- ・市民により整備されたバイオトープ\*等は、自然とのふれあいの場とし、地域の住民の環境学習や学校での環境教育に活用します。

#### ●緑の基本計画\*の策定

- ・市民による自然環境実態調査等の結果を踏まえ、地域の良好な自然を市の骨格的な緑地体系に位置付け、保全及び創造の方針や将来緑地率等の目標値を定めます。

#### ●バイオトープ\*等のネットワーク化

- ・バイオトープ\*等の整備と緑の基本計画\*による緑の保全施策の推進により、バイオトープ\*等のネットワーク化を図ります。



## プロジェクト5 環境教育及び環境学習の充実

環境保全活動の定着のためには、市民、事業者、市それぞれの主体の環境に対する意識を高め、また、各主体の連携をはぐくむとともに、環境に関する知識や情報を地域で蓄積し、活用していく必要があります。市では、これまでに、主に小・中学生を対象とした環境教育・環境学習の機会を増やしてきましたが、今後は、更に取組を拡大し、一般の市民、事業者においても環境教育・環境学習を受けられる機会を増やしていくことが求められています。

環境基本計画推進協議会\*と環境政策推進会議\*の連携と主導の下に、地域の情報や人材を幅広く共有し、各主体が連携した地域的な環境教育や環境学習を展開するための基盤づくりとして、次の施策を先導的に展開することとします。

### 先導施策

#### ●環境情報ネットワークの整備

- ・市民、民間団体\*、事業者、行政等が所有する様々な環境関連情報を集約し、地域で共有するため、インターネットを活用した環境情報ネットワークを構築し、庁舎や公民館等に情報端末を設置します。
- ・環境情報ネットワークには、市で把握し、集約した環境関連情報を常時公開するほか、人材バンク\*制度、リサイクル伝言板などを併設し、市民や民間団体\*の情報発進や情報交換の場として活用します。

#### ●人材バンク\*制度の活用

- ・環境に関する知識や技術を有している地域の人材を登録し、環境教育や環境学習等に活用するための人材バンク\*制度について広く周知し、登録者を増やすとともに活用する機会を増大させます。

#### ●学校における環境教育や環境学習の強化

- ・地域の環境の状況や環境保全の取組等を教育し、さらには自ら学習するための、小・中学生向けの副読本を作成し、配布します。
- ・児童や生徒による校内の省エネルギー活動、ごみ減量化活動や自然とのふれあい活動等を引き続き積極的に推進し、実践を通じた環境保全に対する意識の高揚や環境管理の仕組み等の学習の充実を図ります。

#### ●市民による環境教育や環境学習の推進

- ・市とまちづくり市民会議\*（各地区市民委員会）や市民団体等との連携により環境教育や環境学習の推進体制を構築し、市民や地域による環境教育や環境学習を展開します。

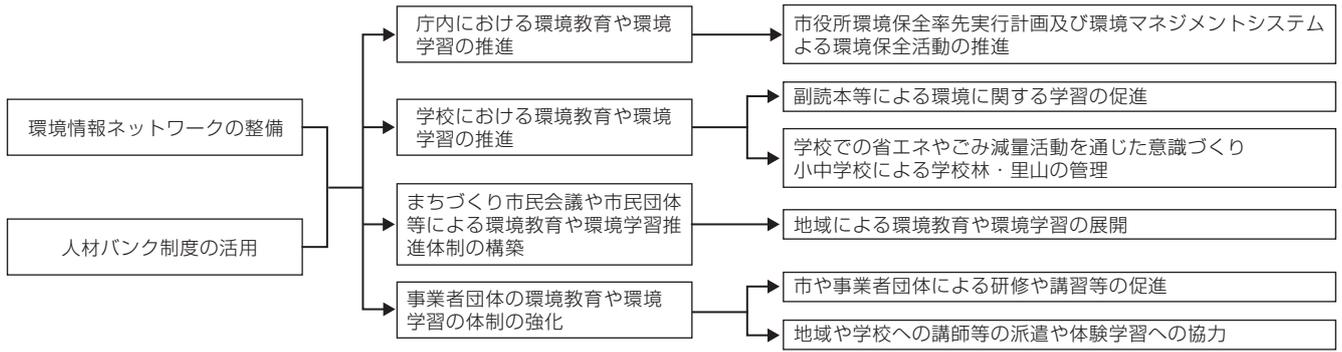
#### ●庁内における環境教育や環境学習の推進

- ・市役所環境保全率先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\*（ISO\*14001）に基づく庁内の環境保全活動を通じ、職員の環境保全意識の高揚を図ります。
- ・環境保全に関する新たな知識や技術に対応するため、適宜、職員研修や講習会等を開催します。

#### ●事業者による環境教育や環境学習の推進

- ・市と事業者団体等の連携により、事業者間における環境保全に関する情報の交換や共同事業等に取り組む中で、事業者の環境学習を強化します。
- ・市や事業者団体等の連携により、事業者向けの研修や講習等を実施します。
- ・人材バンク\*への登録、地域や学校への講師の派遣や体験学習の場の提供などを行います。

## ■ 施策の展開と役割分担



### ■ 市民が 取り組むこと

- まちづくり市民会議\*や市民団体による地域の環境教育や環境学習推進体制の構築
- 地域による環境教育や環境学習の展開
- 人材バンク\*制度への参加や協力

### ■ 事業者が 取り組むこと

- 事業者団体による研修・講習等の実施
- 人材バンク\*制度への参加や協力
- 地域や学校への講師等の派遣や体験学習への協力

### ■ 市が 取り組むこと

- 環境情報ネットワークの整備, 人材バンク\*制度の運用 (環境保全課, 生涯学習課)
- 児童・生徒向け副読本の作成・配布 (環境保全課, 指導課, 環境衛生課)
- 学校での省エネルギー・ごみ減量化活動や, 学校林・里山\*の管理など自然とのふれあい活動を通じた意識づくり (環境保全課, 指導課, 環境衛生課)
- 各地区市民委員会や市民団体や事業者団体等への支援 (環境保全課, 市民活動課, 環境衛生課)
- 事業者への研修や講習会等の実施等 (環境保全課)
- 市役所環境保全率先実行計画\*及び環境マネジメントシステム\* (ISO\*14001) を通じた職員の意識啓発 (環境保全課)
- 庁内研修や講習等の実施 (環境保全課, 人事課)

## ■ 実施スケジュール

	中間年次		目標年次	
環境情報ネットワークの整備 (市)	準備		本格運用	
人材バンク制度の活用 (市・事業者・市民)				
副読本の作成と配布 (市)	副読本配布		副読本作成	副読本配布
学校での省エネルギー化やごみ減量等の活動, 小中学校での学校林・里山の管理 (市)				
まちづくり市民会議や市民団体等による環境教育や環境学習推進体制の構築 (市・市民)				
地域による環境教育・環境学習の推進 (市民)				
市役所環境保全率先実行計画及び環境マネジメントシステム (ISO14001) を通じた職員の意識啓発 (市)				
庁内研修・講習の実施 (市)				
事業者団体による環境教育や環境学習体制の強化 (事業者・市)				
市・事業者協同組織による研修・講習等の展開 (事業者) や地域や学校への貢献 (事業者・市)				

